

【当面の生活資金や生活再建の資金が必要】

支援策の名称	5 生活福祉資金制度による貸付																
支援の種類	融資																
支援の内容	●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付(福祉費)、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付(緊急小口資金)の貸付があります。これらの貸付限度額等は次のとおりです。 【福祉費】 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>150万円(目安)</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合:無利子 連立保証人を立てない場合:年1.5%</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>6か月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>7年以内(目安)</td></tr> </table> 【緊急小口資金】 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>2か月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>8か月以内</td></tr> </table> ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。	貸付限度額	150万円(目安)	貸付利率	連帯保証人を立てた場合:無利子 連立保証人を立てない場合:年1.5%	据置期間	6か月以内	償還期間	7年以内(目安)	貸付限度額	10万円	貸付利率	無利子	据置期間	2か月以内	償還期間	8か月以内
貸付限度額	150万円(目安)																
貸付利率	連帯保証人を立てた場合:無利子 連立保証人を立てない場合:年1.5%																
据置期間	6か月以内																
償還期間	7年以内(目安)																
貸付限度額	10万円																
貸付利率	無利子																
据置期間	2か月以内																
償還期間	8か月以内																
活用できる方	●低所得世帯、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外																
お問合せ先	伊達市社会福祉協議会 健康福祉部社会福祉課 024-576-4050 024-575-1264																

【被災地での健康を守るための一口メモ】

●生活・身の回りのことについて

～トイレの衛生について～

- ・利用者の数に応じた手洗い場とトイレを設置しましょう。やむを得ない場合には、野外にトイレゾーンを設けることも可能ですが、排泄物による環境汚染が発生しないよう工夫してください。可能な限り男性用、女性用を分けるなど利用しやすいようにしましょう。
- ・使用後は、流水の利用できるときは手指を流水・石鹸で洗い、消毒を励行しましょう。
- ・トイレは、定期的な清掃、消毒を行いましょう。